

大田区立松仙小学校同窓会会則

(目的)

第1条 大田区立松仙小学校（以下「本校」といいます。）で学び育った者の相互の親睦と交流を図り、もって各自の幸福の増進並びに各自の存する社会及び伝統と誇りある本校の発展に寄与することを目的に本校同窓会を設置します。

(名称)

第2条 本校同窓会は、大田区立松仙小学校同窓会と称します（以下「本会」といいます。）

(事務所)

第3条 本会の事務所は東京都大田区久が原一丁目11番1号に位置する本校に置きます。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校を卒業した者又は在籍した者で入会を希望する者としします。

(客員)

第5条 本会の客員は、本校教職員及び教職員であった者としします。

(本会運営の原則)

第6条 本会は政治、宗教及び営利活動を目的とした運営を行いません。

- 2 会員は本会の会務に関与する権利を平等に有し、退会及び再入会の自由が保障されます。
- 3 会員及び客員は本会の事業に参加する権利を有します。
- 4 本会の運営における会員及び客員の個人情報（本会の目的に則って収集された会員及び客員の氏名、住所、連絡先の記載された記録（以下「名簿」といいます。））の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守するものとします。
- 5 本会の資産は安全かつ確実な方法をもって管理運用するものとします。

(本会の事業)

第7条 本会は次の各号の事業を行います。

- (1) 会員及び客員相互の交流と親睦を図る催事である同窓会の開催に関すること。
- (2) 会員及び客員相互の親睦と交流を図るクラス会、同期会等の開催の奨励に関すること。
- (3) 会員及び客員の消息の把握及び名簿の整理保管に関すること。
- (4) 本校への支援及び協力に関すること。
- (5) 本会の広報に関すること。
- (6) その他総会において必要と認められた事業。

(総会)

第8条 本会運営の最高決定機関として本会に総会を設けます。

2 総会は次に掲げる事項を審議し決定します。

- (1) 本会会則の制定改廃
- (2) 本会の事業の計画
- (3) 本会の会計の決算
- (4) 本会の役員を選任
- (5) 本会の監査役の選任の同意

3 総会は会員をもって構成し、会員は総会に出席し議決する権利を平等に有します。

4 総会は総会に出席した会員数をもって成立します。

- 5 総会の議長は総会に出席した会員のうち長年の者に推薦された者を充てます。
- 6 総会の議事は総会に出席した会員数の過半数をもって決めます。可否同数の場合は議長の決するところによります。
- 7 総会は原則として毎年1回開催するものとします。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置き、各役員の所掌は次のとおりとします。

会長 会長は本会を代表し、総会を招集し会務を統括します。会長に事故あるときは、以下の総務、書記、広報、会計の順に従いその職務を代理します。

総務 総務は本会の会務及び事業に関する連絡調整その他の庶務の任にあたります。

書記 書記は総会、役員会の議案、議事要旨の作成及び会員、客員の名簿の調製管理の任にあたります。

広報 広報は本会の会務及び事業の周知の任にあたります。

会計 会計は本会の会務及び事業の経理の任にあたります。

(役員任期)

第10条 役員任期は総会で選任された翌日から次の総会の日までとし、再任を妨げません。

- 2 役員任期中に役員が欠けたときは他の役員が兼任することができます。

(役員会)

第11条 役員会は会長が招集します。

- 2 会長は役員数の過半数の役員から求めがあったときは役員会を招集しなければなりません。
- 3 役員会は役員数の過半数の役員の出席をもって成立します。
- 4 役員会は会長が進行し、議事あるときは役員会に出席した役員数の過半数をもって決めます。可否同数の場合は会長の決するところによります。
- 5 役員会は役員以外の者を招き、意見、助言、報告等を求めることができます。

(監査役)

第12条 本会に監査役を置きます。

- 2 監査役は会長が総会の同意を得て選任します。
- 3 監査役は本会の会務及び会計を監査し、その結果を総会に報告し、監査役が必要と認めるときは報告に意見を附することができます。

(役員及び監査役の資格)

第13条 役員及び監査役の資格は、総会の日において会員でありかつ総会の前日までに既に成年に達している者としてします。

(実行委員会)

第14条 本会はこの会則の第7条第1号に掲げる同窓会を行うため、役員会の決定に基づき当該同窓会の実行委員会を設けることができます。

- 2 実行委員会の委員は、役員会の募集に応じた会員の有志及び役員又は会員の有志の推薦に賛同した会員をもって充てます。
- 3 実行委員会は当該同窓会の実施の任にあたり、互選により委員長その他の役職を置くことができます。
- 4 実行委員会の委員の任期は応募の日から当該同窓会完了の日までとします。

(幹事)

第15条 幹事は会員のうちこの会則の第7条第2号のクラス会、同期会等（以下「会合」といい

ます。)を行うために当該会合に属する会員の有志又は当該会合での指名及び推薦等によりその任にあたる者をいいます。

- 2 幹事は当該会合の名簿を本会に届出ることができます。
- 3 幹事の任期は当該会合の定めるところによります。

(専門委員)

第 16 条 本会はこの会則の第 7 条第 3 号から第 6 号の事業を行うため役員会の決定に基づき役員会の下に専門委員を置くことができます。

- 2 専門委員は会員のうち役員会の推薦により会長が役職名を指定して選任します。
- 3 専門委員は役員を補佐し当該会務又は事業の実施の任にあたります。
- 4 専門委員の任期は選任された日から 1 年とし、再任を妨げません。

(秘密を守る義務)

第 17 条 役員、監査役、実行委員会の委員、幹事及び専門委員は任務遂行上知りえた秘密をもらしてはなりません。その任を退いた後もまた同様とします。

(顧問)

第 18 条 本会に顧問を置くことができます。

- 2 顧問は会長の諮問に応えます。
- 3 顧問は会員のうち本会の運営に相当の経験と識見を有する者で役員会の推薦により会長が選任します。
- 4 顧問の任期は選任の日から 1 年とし、再任を妨げません。

(本会の会計)

第 19 条 本会の会務及び事業は、会費、参加費、寄付金、その他の収入をもつて充てます。

- 2 会費は金 100 円を終身会費として入会時に納めます。再入会の場合も同様とします。
- 3 参加費は本会の行う当該事業に要する経費を当該事業の参加予定数で除した金額を基本として役員会で決定します。
- 4 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

(告示及び告知方法)

第 20 条 本会の総会の招集、本会の事業の日程及び本会の会務に関する会員及び客員への告知は、本会の公式 Web サイトの掲載をもって告示し、当該告示によりすべての会員及び客員に告知したものとみなします。

- 2 前項に関わらず、会員及び客員は総会の招集、本会の事業の日程及び本会の会務並びに会合の通知を各種の手段をもって他の会員及び客員に連絡し告知することができます。

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は役員会の議事を経て会長が別に定めます。

(補則)

第 22 条 この会即の改正前に行われた本会の会務及び事業はすべてこの会則に基づき行われたものとみなします。

(附則)

- 1 この会則は昭和 33 年 4 月に制定し施行されました。
- 2 この会則は昭和 45 年 10 月に一部を改正し施行されました。
- 3 この会則は平成 25 年 11 月 10 日に全部を改正し施行されました。